

令和 8 年度 麻薬取扱者免許継続申請要領

宮城県保健福祉部薬務課

1 申請書類

免許申請には、免許の種類に応じて必要書類が異なるので、☒で確認の上、申請すること。

申請にあたっては、原則、「みやぎ電子申請サービス」(LoGo フォーム)により行うこと。

麻薬に関する免許は、有効期限の満了毎に新規申請をする制度となっているため、以前に提出済の書類であっても、添付書類の省略はできないので、全ての添付書類について電子申請フォームに添付すること。通信環境等の理由により、やむを得ず紙申請する場合は、「令和8年度麻薬取扱者免許の継続申請手続きについて」のウェブページに掲載されている様式をダウンロードして使用すること。

なお、免許を継続しない方は「6 留意事項」を参照すること。

(注) 下記の申請手数料は、電子申請の場合は、電子決済(クレジットカード、PayPay)、

紙申請の場合は、県庁・合同庁舎の場合はセルフレジ(キャッシュレス決済・現金可)、県庁・合同庁舎以外の場合は申請窓口のキャッシュレス決済端末(現金不可)にてお支払いください。

(1) 麻薬施用者 (手数料：4,600円)

- ☐ 免許申請書
- ☐ 別紙様式 ※従たる施設が4以上ある場合に限る
- ☐ 診断書(診断年月日から1ヶ月以内のもの)
- ☐ 医師、歯科医師若しくは獣医師の免許証原本、又は免許証の写し

(2) 麻薬管理者 (手数料：4,600円)

- ☐ 免許申請書
- ☐ 診断書(診断年月日から1ヶ月以内のもの)
- ☐ 医師、歯科医師若しくは獣医師の免許証原本、又は免許証の写し

(3) 麻薬小売業者 (手数料：4,600円)

- ☐ 免許申請書
- ☐ 診断書(診断年月日から1ヶ月以内のもの、申請者が法人の場合は代表取締役及び業務を行う役員全員)
- ☐ 薬局開設許可証の写し
- ☐ 麻薬保管庫の設置場所を記載した業務所の平面図
- ☐ 麻薬保管庫の構造概要図(寸法を記入すること)
- ☐ 登記事項証明書(発行日から1ヶ月以内のもの) ※申請者が法人の場合に限る
- ☐ 組織図(業務分掌表) ※申請者が法人の場合に限る

(4) 麻薬研究者 (手数料：4,600円)

- ☐ 免許申請書、
- ☐ 診断書(診断年月日から1ヶ月以内のもの)
- ☐ 申請者の履歴書
- ☐ 研究目論見書(研究計画書)
- ☐ 麻薬研究施設設置者の研究同意書
- ☐ 麻薬保管庫の設置場所を記載した業務所の平面図
- ☐ 麻薬保管庫の構造概要図(寸法を記入すること)

(5) **麻薬卸売業者**（手数料：15,500円）

- ☐ 免許申請書
- ☐ 診断書（診断年月日から1ヶ月以内のもの、申請者が法人の場合は代表取締役及び業務を行う役員全員）
- ☐ 登記事項証明書（発行日から1ヶ月以内のもの）※申請者が法人の場合に限る
- ☐ 組織図（業務分掌表）※申請者が法人の場合に限る
- ☐ 医薬品販売業許可証の写し
- ☐ 業務所平面図（麻薬貯蔵設備の場所を明示すること）
- ☐ 麻薬貯蔵設備の構造概要図（平面図、断面図、警報設備、配線図等）
- ☐ 業務所付近の見取図

2 各書類の作成に係る注意事項

(1) 免許申請書（電子申請フォーム）

- 1) 申請する免許の種別を確認して選択すること。なお、紙申請の場合は、「麻薬 者免許申請書」の空欄部分には、免許を受けようとする麻薬取扱者の種類（施用者、管理者、研究者、小売業者又は卸売業者）を記入すること。
- 2) 「現在所持する麻薬免許証の番号」には、継続して免許を受ける場合、現在受けている麻薬取扱者免許番号を記入すること。なお、現在所持する免許証の記載事項に変更がある場合は、すみやかに記載事項変更届を提出すること。
- 3) 「申請者氏名」は、施用者、管理者及び研究者については免許を取得しようとする医師等の個人の氏名を戸籍簿のとおりに入力すること。また、小売業者及び卸売業者については、開設者が個人の場合は氏名、法人の場合は法人の名称・代表者氏名を記入すること。
- 4) 「申請者住所」は、施用者、管理者及び研究者については医療機関等の所在地ではなく申請者個人の住所を、また、小売業者及び卸売業者については開設者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を記入すること。
- 5) 「麻薬業務所」には、主として診療又は研究に従事する施設の所在地及び名称を現在所持する免許に記載されている表記と同様に記入すること。なお、令和9年1月1日から主として従事する施設が変更となる場合、医療機関名は医療法上の正式名称を記入すること。
- 6) 施用者及び研究者において、3)の主たる業務所以外で、従として診療又は研究に従事する施設があれば、これも記入すること。これについても、現在所持する免許に記載されている表記と同様に記入すること。なお、従たる施設が3以上ある場合は、「4つ目以降の従たる施設の有無」について「有」を選択し、4つ目以降の施設については別紙様式に記載して添付すること。ただし、県外の施設は免許の対象とならないため、記入しないこと。
- 7) 「許可又は免許の番号」には、小売業者又は卸売業者にあっては医薬品医療機器等法の規定による許可証の番号を、施用者又は管理者にあっては医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許証の登録番号を記入すること。
- 8) 「許可又は免許の年月日」には、小売業者又は卸売業者にあっては医薬品医療機器等法の規定による許可証の有効期間の開始日を、施用者又は管理者にあっては医師・歯科医師・獣医師・薬剤師の免許証の免許年月日を記入すること。

9) 「申請者（法人にあっては・・・）の欠格条項」の各欄には、当該事実がない場合には「なし」と必ず記入し、ある場合には次のとおり記入すること。

- ・「（１）」欄には、その理由及び年月日
- ・「（２）」欄には、その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日
- ・「（３）」欄には、その違反の事実及び年月日
- ・「（４）」欄及び「（５）」欄には、その事実があった年月日

10) 「申請年月日」は、電子申請の場合は、自動的に手数料支払日（決済日）となる。紙申請の場合は、申請書の提出日とすること（郵送で提出する場合はポスト投函日）。を記入すること。

<添付書類>（電子申請フォームにデータを添付するもの）

（２） 診断書

- 1) 診断年月日から1ヶ月以内のものであること。
- 2) 年齢は、満年齢によること。

（３） 研究目論見書（研究計画書）

以下の事項を含んだ麻薬を用いた研究内容を具体的に記述すること。（様式は任意）

- ① 使用する麻薬の種類
- ② 麻薬を使う目的
- ③ 研究期間
- ④ 麻薬の使用量（見込み量で可）

3 添付書類の省略

麻薬に関する免許は、有効期限の満了毎に新規申請をする制度となっているため、以前に提出済の書類であっても、添付書類の省略はできないので、全ての添付書類について電子申請フォームに添付すること。

紙申請について、申請者が法人の場合、診断書（代表取締役及び業務を行う役員）、登記事項証明書は、複数の営業所のうち一方に原本を提出した場合は、他方にはその写しを提出することで差し支えないが、申請書の備考欄に提出年月日、提出先を記載すること（例：診断書の原本及び登記事項証明書は、令和8年〇月〇日△△保健所への□□薬局麻薬小売業者免許申請書に添付済み）。

4 申請書の提出先及び提出期日、提出部数

（１） 提出先及び提出期日

申請者は、申請書類を令和8年10月23日（金）までに、電子申請フォームにより申請すること。やむを得ず紙申請する場合は、令和8年10月23日（金）までに、管轄する保健所・支所（仙台市内にあっては県庁薬務課）に提出すること。

※来所して申請される際は、事前に申請窓口まで御連絡願います。

（２） 提出部数

紙申請の場合は、正副2部（副は正本の写し）を提出すること。ただし、麻薬小売業者、仙台

市内の麻薬取扱者は正本 1 部を提出すること。

5 麻薬取扱者免許証返納届

現に麻薬取扱者の免許を有し、令和 9 年 1 月 1 日以降も継続して麻薬取扱者となる予定の者について、令和 8 年 1 2 月 3 1 日をもって満了する免許証は、期間満了後 1 5 日以内に麻薬取扱者免許証返納届に必要な事項を記入し、免許証を添えて提出すること。なお、提出先は、申請書の提出先に同じ。

6 留意事項

- (1) 現に小売業及び卸売業の免許を有する者で、有効期間満了をもって業務を廃止する者については、廃止後 1 5 日以内に業務廃止届、及び所有麻薬届を提出すること。また、現に麻薬を所有している場合は、譲渡又は廃棄の手続きを行うこと。
- (2) 現に施用者、管理者及び研究者の免許を有する者で、有効期間満了をもって業務を廃止する者については、廃止後 1 5 日以内に業務廃止届を提出すること。また、業務廃止届により麻薬診療施設、麻薬研究施設、又は飼育動物診療施設の麻薬施用者数、麻薬管理者数、麻薬研究者数が 0 人となる場合、所有麻薬届を提出するとともに、現に麻薬を所有している場合は譲渡又は廃棄の手続きを行うこと。
- (3) 申請書等の記入不備及び添付書類の不足等があった場合、記入事項の訂正及び添付書類が完備されるまで、新免許証は発行されないので留意すること。
- (4) 提出した申請書の控え（写し）を希望する場合は、電子申請フォームの備考欄に控えの提供を希望する旨を記入すること。希望の記載があった場合のみ新たな免許証発行時に併せて配布する。

(紙申請の場合) 申請書の記載例

麻薬卸売業者のみ15,500円、それ以外は4,600円
セルフレジの「レシート(提出用)」の貼付又はキャッシュレス
決済端末のレシートを提出すること。

新規申請の場合は、**新規と赤字**で記載すること。継続申請の場合は、現在の**麻薬取扱者免許番号**を記載すること。

(関係)

宮城県収入証紙貼付欄(消印しないこと)

※欄が足りない場合は

空欄になっている箇所に、**免許の種類(施用者、管理者、研究者、小売業者、卸売業者)**を記載すること。

現在所持する
麻薬免許証の番号
第 40999 号

麻薬 施用者 免許申請書

麻薬業務所	所在地	仙台市青葉区本町3-8-1		宮城県庁病院	
宮城県内で複数の麻薬診療施設に従事する場合のみ記入すること。	名称				
	所在地	① 仙台市青葉区●●1- ② 仙台市太白区▲▲4- ③ 大崎市古川■●6-7			
	名称	① 仙台●●病院 ② みやぎ▲▲クリニック ③ ■●医院			
許可又は免許の番号	☐ 薬局 ☐ 卸売販売業		許可番号 第 号	許可又は免許の年月日	令和8年4月1日
該当する許可または免許にチェックを入れること。	☒ 医師 ☐ 歯科医師 ☐ 獣医師 ☐ 薬剤師		免許番号 第 123456 号		
者条項(法人にあっては、その)	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。	なし	当該事実がある場合には次のとおり記載すること。 (1) 欄には、その理由及び年月日 (2) 欄には、その罪・刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日 (3) 欄には、その違反の事実及び年月日 (4) 欄及び(5) 欄には、その事実があった年月日		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	なし			
	(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。	なし			
	(5) (4)に規定する者に事業活動を支配されていないこと。	なし			
備考	申請者本人の住所を記載すること。(麻薬業務所の住所を書かないこと。) 県外に住所がある場合は、都道府県名から記載すること。				
上記のとおり、免許を受けたいので申請	令和8年10月1日				
申請書の提出日を記載すること。	住所	仙台市青葉区国分町3-7-1-201			
	フリガナ氏名	ミヤギ タロウ 宮城 太郎			
宮城県知事 村井 嘉浩 殿	申請者本人の氏名を戸籍簿のとおり楷書でフリガナとともにはっきりと記載すること。(麻薬業務所の名称を書かないこと。) 押印は省略可。 ※旧姓を使用する場合は、「氏名」欄に「新姓(旧姓)名前」のように旧姓を併記すること。				
			※第		

連絡(担当)者名 宮城 花子

連絡先TEL 022(211)2653

(注意)

- 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 現在所持する麻薬免許証の番号欄は、申請する際、現に所持しているものに限り、消印しないこと。
- 収入証紙は、申請書の正本にのみはり、消印しないこと。
- 許可又は免許の番号の欄には、麻薬営業所の免許の申請であるときは、医薬品医療機器等法の規定による許可証の番号を、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許申請であるときは、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許の登録番号を記載すること。
- 欠条項の(1)欄から(5)欄までには、該当事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあってはその理由と年月日を、(2)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった場合にはその年月日を、(3)欄にあってはその違反の事実及び年月日を、(4)欄及び(5)欄にあってはその事実があった年月日を記載すること。
- ※欄は記入しないこと。

平日 8:30~17:15 に連絡の取れる
番号を記載すること。

と朱記すること。